

平成24年第2回(6月)川南町議会定例会会議録(最終日)

平成24年6月15日(金曜日)

---

本日の会議に付した事件

平成24年6月15日 午前9時00分開会

- 日程第1 議案第27号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めるについて
- 日程第2 議案第28号 西都児湯環境整備事務組合格約の一部改正について
- 日程第3 議案第29号 平成24年度川南町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第4 議案第30号 平成24年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第5 議員派遣の件について
- 日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

出席議員(13名)

1番 中津 克司 君	2番 河野 幸夫 君
3番 濱本 義則 君	4番 川上 昇 君
5番 林 光政 君	6番 川越 忠明 君
7番 内藤 逸子 君	8番 児玉 助壽 君
9番 米山 知子 君	10番 税田 榮 君
11番 徳弘 美津子 君	12番 竹本 修 君
13番 山下 壽 君	

欠席議員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉田 一二六 君 書記 山本 博 君

---

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日高 昭彦 君	副町長	山村 晴雄 君
教育長	木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長	篠原 浩 君
総務課長	諸橋 司 君	総合政策課長	永友 尚登 君
農林水産課長	押川 義光 君	農村整備課長	横尾 剛 君
建設課長	村井 俊文 君	上下水道課長	新倉 好雄 君
農業委員会 事務局長	杉尾 英敏 君	教育総務課長	吉田 喜久吉 君
生涯学習課長	橋本 正夫 君	税務課長	永友好典 君
町民課長	黒木 秀一 君	環境対策課長	三角 博志 君
健康福祉課長	佐藤 弘 君	代表監査委員	三角 巖 君

---

午前9時00分開会

○議長（山下 壽君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

しばらく休憩します。全員、議員控室に移動願います。

午前9時01分休憩

〔全員協議会〕

午前10時10分再開

○議長（山下 壽君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第1「議案第27号住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めるについて」

日程第2「議案第28号西都児湯環境整備事務組合理約の一部改正について」以上、2議案を一括議題とします。

本2議案は文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（内藤 逸子君） 文教厚生常任委員会に付託されました議案第27号について、御報告申し上げます。

議案第27号住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めるについては、原案のとおり全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議論のありましたものは、法律が本年7月9日から施行されることにより、今までは手書きの台帳で管理されていたものが住民基本台帳上で整理、管理されます。そのことで、外国人の利便性を高めるものです。川南町には対象者が46人とのことです。

議案第28号西都児湯環境整備事務組合理約の一部改正については、原案のとおり全員賛成で可決すべきものと決定しました。

特に質疑がありました予算と規約改正の関係については、予算を伴う条例、規則等についての制限を自治法第222条で、組織、事務及び規約の変更については自治法第286条と290条で、このことから当該議案が予算を伴うものであるときは、必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は提案してはならないとし、必要な予算上の措置が的確に講ぜられることとなるまでの間は、規則その他の規定の制定または改正をしてはならないとするものです。

予算上の措置が的確に講ぜられる見込みとは、当該案件に伴い必要な予算上の措置が具体的に明瞭にとられる見込みがあるということであり、関係予算案が議案に提出されたときをいうものです。

当該条例案等の提案と同時に関係予算案が提出されれば問題ないと思われませんが、計数整理等の都合上おくれることはあっても、同一会期中でなくてはならないとあります。もちろん関係予算案を提出しなくても、予算上の措置が講ぜられる場合はあるのであって、既決予算の範囲内で、あるいは、費用流用または予備費充用でできる場合もあります。

的確に講ずるとは、当該条例等の成立によって必要となる経費について、必要にして十分な予算措置をいい、一部では的確とは言えないとなっており、今回の規約の改正は当初予算で提案されお金の裏づけがあるので、違法行為ではないと判断しました。

また、負担金については、負担金条例に基づき均等割20%、人口割80%での計算です。

不備はないのか、法的違法はないのか、県の指導を受けながらやっているとの説明を受け、委員会討論をしました。

以上、2案とも全員賛成で採択されました。報告します。

○議長（山下 壽君） 以上で委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

○議員（児玉 助壽君） この委員長の報告でよ、今回の規約改正は当初予算で提案されたお金の裏づけがあるので、違法行為ではないと判断しましたちなつとるけど、上のほうじゃったら、必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、提案してはならないっちあるわけじゃが、290条、222条、226条で。これと、下の違法でないちいう判断とは矛盾しちよと思うけどよ。

そうすると、全協でも何か副議長が言いよったが、この予算を計上すつとが意思表示ちいう説明じゃったけど、町長も言いようったけど、何を根拠に意思表示ちいうとかよ。この矛盾、今言うた。提案してならないっち、必要な予算上の措置が的確に講ぜられることとなるまでは提案していかんちなつとるじゃけどよ、一方じゃ違法じゃねえちいったが、これ提案できんと思ったっじゃけどよ、おら、規約改正しちゃねえから。負担根拠が出てこんとやから。ねえ、規約改正すれば負担根拠が出てくるがね。意思表示ちいう根拠を伺います。

○文教厚生常任委員長（内藤 逸子君） 私たちの委員会では、今、私が委員長報告したとおりのことで論議をしました。誤りはないと確信して委員長報告といたしました。

○議長（山下 壽君） ほかに質疑はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 議長、三問は質問されるとやろ。

○議長（山下 壽君） いや、するとなら手を挙げてくれんと。

○議員（児玉 助壽君） いや、けど、副議長、その意思表示の意味よ、根拠。自分の発言な責任持たないかんど。

○副議長（竹本 修君） 先ほどの全員協議会におきまして、私が町長の意思表示という言葉申し上げましたが、予算の計上に当たっては、隣接する町村に対しましての参加表明ということで、町長のほうは答弁されたかというふうに思っております。

そういうことで、その時点で意思表示ということで、目的を持った予算額である。ここでいう条例に基づく自治法の第222条、それから286条と290条の関係につきましては、予算措置が伴う規約改正、規約改正に伴う予算措置ということで理解した上での答弁ございました。

以上です。

○議員（児玉 助壽君） それで、したかい、問題ないちいうような発言じゃったがよ、答弁じゃったが、何のために議会をやっとね、したら。必要な手順、手続を踏んで縛りがあるかい、こういう条例がつくっちゃうわけじゃがよ、その手順を踏まらずく予算計上した。これは町長の違法行為を認めて、独断専行を許す規約になつとるとですよ、正当化すると。そういうとを正すとが議会の仕事っちゃねえですか。開き直った答弁をしたらいかんわね。

副議長もど。何の根拠が予算計上でくっとね、したら、3月議会に。規約改正をせん限りは予算計上はできんじゃろうがね。予算要求もできんし。そういう誤りを正すとが議会の仕事であつてよ、でしょう。何のために議会は設置されとつとね。日本国憲法で何で93条で設置根拠が示されとつとに。誤りを正すためじゃろうがね。

正当な予算じゃったか、はっきり提案説明で出とるじゃね。209条の規定に定めて規約改正せんならんち。それをせんで計上しとつてやね、その予算計上しとるやつを正当化するための規約改正であつてよ、何で適正なことがあつとね。その根拠、何の根拠もねえど。そんげなばかなことを言うとなら笑わるよ。ちゃんと反論があつたら、してください。

○文教厚生常任委員長（内藤 逸子君） 見解の相違ということになるかもしれませんが、予算があつて、規約を改正するということが正しいということで私たちは認めました。その逆で、予算がなくて、先に条例を改正するということは違法行為ということなんです。そういうことで、私たちは委員会で決定いたしました。

○議員（児玉 助壽君） 違うとよね。何でよ、今度の予算と当初の議案でん、条例が先に出てくるがね。条例を決めんな予算が計上できんと。順番が違つと。何を言よつとね。条例をね、予算がついてくるやつは条例を先改正せんな根拠が生まれんたがね。根拠がねえちゃがね、予算を先にしたら。負担金が出てこんとがね、規約で一緒がね。そのために290条でされとつた。そんげなこと言ちよつたら笑わるよ。

ねえ、条例を議決せんな根拠が生まれるんとながね、予算ちゅうもんは。ほっちゃが全部条例を先、議案の中で条例を先に議決することになつととがね。じゃつたら、予算を先、議決して、条例を後で審査すればええちいうことになつちゃね、あんたの言うとおりにじゃつたら。笑わるよ、何年議員したか知らんけど。そういうわけのわからんこつ、今何しとつとね。条例を議決するかい。予算を計上する根拠が生まるるつたがね。それは当初予算でした予算、

どこで根拠が出てきたの。初めて今度の規約改正で根拠が出てきたっやがね。80%、20%。これは意思表示じゃねえっやがね、義務負担になるわけやがね、規約を改正したら。負担義務が生じるわけじゃ、規約を改正するこって。そうすると、初めて予算が計上さるっやがね。これ、一から十まで教えなならんとね。なま恥ずかしい。

こっつも何のために4年間副議長もしとったか知らんけんどよ、あんたもわかっととじゃろう、行政も何年も勤めとるか。条例せん限りは予算を計上する根拠が出てこんどよ。そのために条例を先に改正することになっとたい。条例を先に審議するごつ。もう説明は要らん。終わり。

○議長（山下 壽君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下 壽君） これで質疑を終わります。

念のために申し上げます。討論、採決は議案ごとに行います。

議案第27号住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めるについて、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下 壽君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号について採決します。お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下 壽君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めるについては、委員長報告のとおり可決されました。

議案第28号西都児湯環境整備事務組合格約の一部改正についてを討論を行います。討論はありませんか。

○議員（児玉 助壽君） 議案第28号西都児湯環境整備事務組合格約の一部改正について反対を表明し、その理由を申し上げます。

本案件は、葬祭事業の広域化に駆け込み参加するために住民に十分な説明責任を果たすことなく、地方自治法第290条の規定に反し、西都児湯環境整備事務組合を構成する市町村の議会の議決を得ないまま、負担根拠のない予算を当初議会に提示をし、承認された新火葬場建設事業にかかわる違法予算を正当化しようとするものであり、到底容認できません。

それは、議会が住民を代表する議員をもって構成される地方公共団体であり、日本国憲法は第93条で地方公共団体には法律で定めるところにより議事機関とし、議会を設置すると定

め、地方議会の設置根拠が憲法で保障されており、地方議会を議事機関とし、国会のように立法機関としなかったのは、議会が条例の制定、改廃にとどまらず広く行財政全般にわたる具体的事務処理についても、意思決定機関としての機能を持つからであります。

このことから明らかなように、地方公共団体の長は、議会の議決を得た上でもろもろの事務を執行することとされ、独断専行を許さない建前がとられています。それは、同時に議会の地位の重要性を示すものであります。

したがって、本案件を容認することは違法予算を認め、長の独断専行を許すことになり、憲法93条で定める地方議会の設置根拠を議会みずからが否定することになり、反対するものであります。議会の使命と議員の職責を理解できる皆様方の賛同を求めて、討論を終わります。

○議長（山下 壽君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下 壽君） これで討論を終わります。

これから議案第28号について採決します。この採決は起立によって行います。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山下 壽君） 起立多数であります。したがって、議案第28号西都児湯環境整備事務組合規約の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3「議案第29号平成24年度川南町一般会計補正予算（第1号）」

日程第4「議案第30号平成24年度川南町国民健康保険事業特別会計（第1号）」

以上、2議案を一括議題とします。

本2議案は所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（濱本 義則君） 総務常任委員会に付託されました案件につきましては、平成24年度川南町一般会計補正予算（第1号）のうちの関係議案であります。

所管の課の出席を求め、総務課だけでございましたけども出席を求め、説明を受け、審査いたしました。その内容、経過及び結果を報告いたします。

歳入歳出予算の補正額は総額で3,645万円でございますけども、この全額は補助金及び交付金ということの資金でございます。

歳出につきまして、本委員会に付託されました案件について御報告いたします。

第2款4項5目土地改良区総代選挙費77万9,000円は、7月下旬に予定されております尾鈴北土地改良区の総代、定員40名のようでございますけども、その選挙費用でございます。財源は土地改良区よりの委託費となっております。今回より、本土地改良区は川南町全体を含んでおります。

9款1項1目非常備消防費備品購入費151万1,000円は、消防団の備品購入の費用であり、財源は消防団員等公務災害補償等共済基金及び宝くじコミュニティ助成事業よりの支援でございます。

以上、総務常任委員会に付託されました全案件、疑義、意見もなく、全会賛成で可決をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（山下 壽君） 次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（内藤 逸子君） 議案第30号平成24年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議論のありました主なものについて報告します。

平成24年度の国民健康保険税は、税率を据え置き、前年度と同じ率での算定です。被保険者数は昨年より333人、世帯数で76世帯減少しました。軽減世帯は逆に少しですがふえています。所得額で見ると、昨年は口蹄疫の支援金が入っていたので、22年度と比べても所得は減っています。当初予算では所得の回復を見込んでいましたが、所得の大幅な回復はなかったため国保税を1億347万4,000円減額です。1人当たりの国保税は10万8,737円です。

国保制度については、歴史的な分岐点にきています。私たち川南町議会も、町民の命と健康が守られるよう、しっかり役割を果たす必要があることから、委員会審査を行いました。

以上、報告を終わります。

○議長（山下 壽君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（児玉 助壽君） 議案第29号平成24年度川南町一般会計補正予算（第1号）中、産業建設常任委員会に付託されました案件について、担当課の説明を受け、現地調査を行った審査の経過と結果について報告いたします。

歳出の農林水産業費中農業振興費青年就農給付金は、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、経営の不安定な就農直後5年以内の所得を確保する1名分の給付額の計上であります。

懸念材料として、受託就農農業後継者が対象外となっております。現在、町外居住者5名、町内居住者3名、計8名の候補者がいるが、国の予算措置の関係から、人数と多いと1人当たりの給付額が減少する給付枠となっております。町内居住者に限定すべきとの意見がありました。

林業振興費、森林整備加速化・林業再生事業は、震災復興に必要な木材を安定供給するために必要な搬出間伐の実施、路網や木材加工施設整備等、川上から川下に至る総合的な取り組みを支援するものであり、総事業費6,777万円で、国の補助対象50%のトンネル事業であります。

現在、周辺地区の大内原では設置同意取得が終わり、残る野田地区においては同意を得る

ために公害防止協定締結に向けた協議が行われています。

審査の中で、山有と同じ轍を踏まぬように、周辺地域の環境に配慮した協定を締結すべきとの意見がありました。

討論、採決の結果、原案どおり認め、全会一致で可決であります。

以上で報告を終わります。

○議長（山下 壽君） 以上で委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下 壽君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。討論、採決は議案ごとに行います。

議案第29号平成24年度川南町一般会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下 壽君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第29号について採決します。お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下 壽君） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号平成24年度川南町一般会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第30号平成24年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありますか。

○議員（内藤 逸子君） 議案第30号平成24年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、賛成討論をいたします。

税率について、昨年度と同じ税率に据え置いて算定したとの提案です。県内では一番高い国保税でしたので、毎回保険税の引き下げを求めてまいりました。高過ぎて払えない。払える保険料にしてほしいにこたえるにはまだまだですが、町民の声の反映として評価します。

国保を取り巻く状況は極めて深刻な状況が続いています。特に今年度、介護保険料や住民税が引き上がりましたので、値上げで町民は悲鳴を上げています。

市町村が運営する国保は、他の医療保険に加入しないすべての住民に医療を保障する制度です。現役時代は健保や共済に入っていた人も、年金生活者になると多くは国保に加入します。国保はだれもが一度はお世話になる医療制度であり、国民の3人に1人が加入する日本最大の医療保険です。国保は住民から集めた保険料と国、自治体の公費で運営されます。国保税が高くなった最大の原因は国の予算削減です。年金生活者や失業者も加入する国保は、もともと適切な国庫負担なしには成り立たない制度です。

国保の広域化とは、現在の市区町村単位で行われている国保の運営を、都道府県単位で統

合することです。国保の広域化の本当のねらいは、この一般財源の繰り入れをなくして医療費増加と保険料値上げを直結させる仕組みをつくることです。高齢化などで医療費がふえるにつれて際限なく保険料が上がる仕組みになります。保険料がさらに上がれば、滞納増加、財政悪化、保険料上昇、滞納増加という悪循環に拍車がかかります。国民の命を支える最後のとりでである国保の崩壊を加速させます。

また、広域化されると、保険運営組織が住民から遠のき声が届きにくくなります。心配されるのが保険料の強引な徴収です。厚生労働省は広域化に向けて保険料の収納率を上げるようにせき立てています。収納率の向上、保険率の引き上げ、医療費抑制などを進めるように、都道府県に通知まで出しています。この仕組みは後期高齢者医療制度で導入されたものです。保険料値上げが嫌なら受診するなど国民に迫り、医療費を削減するねらいです。広域化は保険料平準化、財政力の格差解消とって町民の負担が公平になるかのように言われますが、この平準化とは、市町村の一般会計繰り入れをなくして保険料を引き上げるなど、悪いほうに合わせることを格差解消というとんでもない論路です。

宮崎県内でも住民の所得や生活実態、医療の実態はさまざまです。高齢者や重症患者が多くて給付は多いが住民の所得も少ない地域などは、公費を繰り入れて負担を軽減してこそ平等な医療が保障できます。

憲法25条の最低限度の生活を営む権利に反しないよう、町民の期待にこたえる国保会計とするためにも、国へ国庫補助金の引き上げを求めまして、賛成討論といたします。

○議長（山下 壽君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下 壽君） これで討論を終わります。

これから、議案第30号について採決します。この採決は起立によって行います。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山下 壽君） 起立多数であります。したがって、議案第30号平成24年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5「議員派遣の件について」を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元にお配りしたとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下 壽君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、お手元にお配りしましたとおり派遣することに決定しました。

日程第6「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第74条の規定によって、閉会中の継続審査の申し出がありま

す。お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山下 壽君） 異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで、平成24年度第2回川南町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午前10時47分閉会

---